



連携がキーワード 違反是正への取り組み

相模原市消防局予防課 関 文男
相模原消防署査察指導課 高木信幸

相模原市の概要

相模原市は、平成18年3月に津久井郡4町のうち、津久井町、相模湖町と、翌平成19年3月に城山町、藤野町との合併により、人口約71万人、面積328.84km²となり、現在の相模原市が誕生した。昨年4月には、全国で19番目、戦後生まれの市としては初めて政令指定都市へ移行し、緑区、中央区及び南区の3つの行政区が誕生した。

本市は、神奈川県の北西部に位置し、北部は東京都、西部は山梨県と接しており、東京都心から約30km～60kmの距離に位置することもあり、首都圏南西部における広域交流拠点都市として、広域交通ネットワークの強化や核となる中心市街地づくり、新たな産業拠

点の創設などを進め、内陸ハブ・シティを目指している。

また、独立行政法人宇宙航空研究開発機構（JAXA）の研究施設がある、北海道大樹町、秋田県能代市、岩手県大船渡市、長野県佐久市、鹿児島県肝付町及び本市の4市2町で「銀河連邦共和国」を組織し、交流、友好を深めている。

昨年、多くの困難を乗り越えて地球に帰還したJAXAの小惑星探査機「はやぶさ」にちなみ、本年3月にその「はやぶさ」のように危険な任務を全うし、一人でも多くの人を助け、必ず戻ってきて欲しいという願いを込めて名づけた特別高度救助隊「スーパーレスキューはやぶさ」を発隊している。

相模原市消防局の体制

相模原市消防局は、1局4課、4消防署8課、14分署、2出張所、1派出所を配置し、消防職員数721名で3交代制を敷いている。

市内の防火対象物は約2万件で、危険物施設数は約1千施設である。

予防業務の専従者は、局予防課11名、4署査察指導課27名である。なお、立入検査については警備課員も当番業務中に実施している。

違反是正への取組み

(1) 雑居ビルの防火対策

平成13年に発生した新宿区歌舞伎町の雑居ビル火災を契機に平成15年2月に「相模原市雑居ビル防火安全対策連絡協議会」を設置し、警察署、保健所及び建築部局と連携を図っている。

とりわけ、警察署との協力により、毎年合同で夜間特別査察を実施し、違反是正に取り組んでいる。

(2) 社会福祉施設の防火対策

近年、社会福祉施設の火災が相次いだことから、昨年11月に消防部局5課、建築部局2課及び福祉部局7課で構成する「相模原市社会福祉施設等の防火安全対策連絡会」を立ち

上げ、情報の共有化を図り、合同で査察等を実施するなど、社会福祉施設の防火対策に取り組んでいる。

また、既に実施している検証訓練対象施設以外の比較的小規模な社会福祉施設を対象に、本年4月に「中規模及び小規模社会福祉施設の避難訓練等指導マニュアル」を策定し、検証訓練等の防火指導を行っている。

(3) 違反処理について

① 規程の整備

これまで立入検査に関する規程と違反処理に関する規程とを別々に制定していたが、昨年4月に「相模原市火災予防査察規程」として一本化した。

その新たな取組みとして、一般的な指導と警告の間に「勧告」の規定を設け、防火管理者未選任や消防設備等点検結果報告書未提出など主に防火管理面の違反を是正するための制度として導入した。

② 違反処理特別チームの編成

違反是正体制を強化するために、署を越えて違反処理の特別チーム（4署から構成員6名、局予防課から支援要員1名）を編成し、実効性のある違反処理に向け取組みを始めたところである。



JAXA相模原キャンパスはやぶさの原寸大模型（提供JAXA）

小規模社会福祉施設の違反事例

これから紹介する事例は、共同住宅の一部に「高齢者住宅」が入居したため生じた違反である。

(1)救急隊からの情報提供

この「高齢者住宅」の存在が明らかとなったのは、救急隊からの情報であった。

高齢者の心肺停止状態による救急要請があり、一般的なマンション内での救急要請のつもりで現場到着した救急隊員は、車イス使用や寝たきり状態の高齢者ばかりの室内の様子に驚いたという。

(2)違反対象物の業態

外観はごく普通の3DKタイプのファミリーマンションであるが、その実態はトイレ部分を改修して車イス対応にし、各部屋にベッドを配置した「マンション内の老人福祉施設」であった。

昼間は数名の従業員が食事（弁当）、掃除、介護等のため巡回しているが、夜間は1名のみで全部屋（定員20名）を担当しており、高齢者からの要請（ナースコール）を受けて、従業員が各部屋へ向かうというシステムである。

(3)消防法令上の課題

改正法では福祉関係法に位置付けのない施設については、対象物の用途判定に関する具体的な判断基準が明確ではないため、実態に

応じた用途判定が求められるが、この用途判定は消防機関のみの判断で、明解な判定を行うのは非常に困難である。

加えて、法的な位置付けがない場合には補助金等の助成制度が適用されず、消防用設備等の整備にあたり関係者の負担は大きくなる。

急速な高齢化に伴う需要増により、様々な形態の小規模な社会福祉施設等が増加しているが、自力避難困難な認知症高齢者が多数居住している状況はどれも同様であり、潜在的な危険性は非常に大きい。

(4)違反対象物の概要

- 使用形態：共同住宅内の居室を使用
- 構造等：鉄骨造地上3階建 令別表第1(16)項イ
- 消防同意：平成2年2月（S50.消防安49号 特例適用、自動火災報知設備免除）
- 延面積：830㎡

(5)違反事項

消防用設備等未設置（自動火災報知設備、火災通報装置、誘導灯、スプリンクラー設備）、防火管理者未選任、消防計画未作成、訓練の未実施、防災物品の未使用等

(6)経過

当該対象物は、平成3年に完成し、当初はファミリー向けの賃貸マンションであったが、平成21年2月にA社が、共同住宅の一部と賃貸借契約を結び、「高齢者住宅」をオープンした。

①「高齢者住宅」の判明（平成21年10月）

救急隊からの情報提供と前後して、有料老人ホーム火災に伴うフォローアップ調査を実施し、当該「高齢者住宅」が明らかとなった。

②立入検査（平成22年5月）

③合同調査（平成22年6月）

福祉担当課と現地調査を実施し、その実態を神奈川県へ連絡したが、有料老人ホームには該当しないとの見解だった。

建築担当課は、有料老人ホームと判断されないと防火避難規定を指導するのは難しいとのことであった。



市内社会福祉施設の立入検査(写真は本文とは関係ありません。)

④連絡会の立上げ

各省庁と同様に、福祉、建築及び消防の市関係各課が連携を図らなければ、小規模な社会福祉施設に対する迅速かつ適切な指導は難しいと考え、各課が緊密な連携を図るため、「防火安全に関する連絡調整のための組織」の設置に向け、消防が中心となって働きかけ始めた。

⑤他市との連携（平成22年12月）

当該対象物と同一の関係者が運営する「高齢者住宅」が近隣のB市にも開設され、同市消防本部職員が相談に来庁した。

両市で情報交換を行った結果、建物構造等は異なっているが、介護サービス等の提供状況などは同様で、項判定は、(6)項口としての認識で一致した。

⑥県への情報提供（平成22年12月）

B市職員とともに、県の福祉担当課へ情報提供及び相談を行った。

県の担当課によると、有料老人ホームとして届出して欲しいのはやまやまでであるが、契約書には、サービス提供に関して一切記載されていないので、制度上、有料老人ホームと判断するのは難しいとのこと。

また、消防用設備等を整備するための補助金は、事業者側が契約内容を見直す意志がないと難しいとのことである。

相談後、県消防担当に立寄り、建築担当へも情報提供をするよう依頼した。

⑦県担当課が現地調査（平成23年1月）

○入居者のほぼ全てが、介護を必要とする高齢者である。

○訪問介護事業所が介護保険サービスを行っているが、ケアプランの位置付けのない時間帯には人道的支援として介護サービスが提供されている。

○食事サービスは、外部の配食業者が弁当として提供しており、台所にはコンロもない。

○洗濯サービスは、外部のクリーニング業者

に委託している。

以上の理由から、県としては有料老人ホームの届出が必要であると判断、関係者に連絡し届出を促すとのことであった。

(7)3課合同による取組み

①各課の検討課題

○消防（査察指導課）

自動火災報知設備が建物全体に必要となるが、高齢者住宅部分が一部占有しているとともに、建物所有者は複数の共有名義であり、費用負担などの面で調整には時間を要する。

○福祉（高齢者福祉課）

県の意向、届出スケジュール、補助金申請手続き等を確認したが、補助金申請が平成23年度補正予算対応となるため、時間的余裕がほとんどない状態である。

○建築（建築審査課）

竣工時の完成検査を行っておらず、建築申請時と現況が異なっている点及び共同住宅から有料老人ホームに用途変更となると、非常照明、排煙設備、直通階段等を検討する必要がある。

②合同現地調査（平成23年5月）

○消防

消防用設備等の設置が必要であること、及び防火管理体制を整備する必要があること等を説明した。



市民さくらまつりの様子（相模原消防団ラッパ隊及び女性部）

○福祉

県の補助金申請について、平成23年度予算で執行するため、なるべく早めに調整し、申請するよう説明した。

○建築

建物及び敷地等の状況確認を主に行い、建築士に相談して、現況の報告書を提出するよう指示した。

③指導（平成23年 6月）

3課合同で、A社の本社事務所へ赴き、指導内容等を再度説明した。

A社としては、県への届出は検討中であり、消防用設備等の設置に関しても入居者の安全を優先的に考えているとのことである。

しかし、現在はA社が所有者と、一括して賃貸借契約を結び入居者に提供しているものを、入居者と所有者との直接契約に切り替えることも検討している。

入居者がそれぞれ賃貸借契約し、個別に訪問介護サービスを受ける形であれば、普通の住宅と同じであり、福祉施設とは言えないことは明白であるとも主張した。

(8)是正に向けて（平成23年 7月）

○A社会長が消防署に来庁し、消防用設備を設置する方向で検討するとの意向を示した。

また、会長及び社長が防火管理者講習を受講し、消防計画を作成中であるとのこと。

○関係各課が情報交換しながら議論を重ね、連携しながら働きかけを継続することによって、是正の動きが確実に一歩ずつ進み始めている。

おわりに

今後も、「相模原市社会福祉施設等防火安全対策連絡会」の枠組みを生かし、粘り強い指導を続けていくことが求められる。

本年7月に京都市で開催された「平成23年度大都市予防担当部課長会議」の意見交換の中でも、複雑化する形態の社会福祉施設の政令別表の項判定が議論されている。

以上、述べてきたように、現場の査察員が「高齢者住宅」の指導に苦慮する姿を紹介したが、このことは、本市だけが抱えている問題ではないということである。

今後、様々な実例による取組みを検証し、改善を進め、効率的・効果的な体制の確立を図っていく所存である。

今まさに本市消防は違反是正に重点を置いた査察執行体制への転換点である。



(上) 緑のラブレター
(左) 陣馬山山頂